

平成25年7月24日

公益社団法人 全国消費生活相談員協会 御中

株式会社メガロス  
代表取締役 木皿儀邦



## 回 答 書

貴協会からの平成25年6月25日付「申入書」につきまして、ご指摘を真摯に検討させて頂きましたことをご報告申し上げますと共に、当社の対応状況につきまして、次のとおりご回答申し上げます。

当社が運営しているスポーツクラブ（以下「当クラブ」といいます）に、お客様が会員としてご入会いただく場合、当社では事前に「入会にあたっての確認事項」、「入会にあたっての承諾事項」、「クラブ会員会則」等（以下「クラブ会員会則等」といいます）を記載した「入会のしおり」をお渡しし、お客様に内容のご確認及びご承認をいただいた上で、入会のお手続きを行っていただいております。

従いまして、貴協会のご指摘の通り、当社と会員様との間では、クラブ会員会則等を内容とした当クラブの施設利用等を目的とした契約が締結されております。

### 1. クラブ会員会則第7条なお書きについて

当社ではお子様向けのスクールも実施しており、未成年者である会員には0歳から19歳の方までいらっしゃいますので、当社の場合、未成年者である会員のすべてが責任能力を有するほどに成熟した年齢の方ばかりではございません。また、仮に会則第7条なお書きを規定しない場合、当社として未成年者の方のご入会をお断りせざるを得なくなる場合が生じるなど、かえって未成年者の会員になろうとする方に不利益が生じる場合もあるものと認識しております。

そして、未成年者の方がご入会いただく際には、原則として保護者の方にご同席をいただき、クラブ会員会則等の内容を一緒にご確認いただいております。万一親権者の方がご同席できない場合は、一旦「入会のしおり」及び入会申込書をお持ち帰りいただき、親権者の方にもクラブ会員会則等の内容をご確認いただいたうえで、ご入会のお手続きを行っております。従いまして、親権者の方におきましても、当社のクラブ会員会則等の内容につきましては十分にご理解とご納得をいただいているものと承知しております。

しかしながら、クラブ会員会則第7条につきましては、貴協会からのご指摘がございましたことも踏まえて検討の結果、法令の定めにより親権者の方が当社に対して債務を負うことが認められない場合が除かれることを明らかにするため、本年8月1日付改定することといたしました。改定後の会則は、別紙1の通りです。

2. クラブ会員会則第9条第3項について

クラブ会員会則第9条第3項につきましては、貴協会のご見解には必ずしも賛同できない部分もございますが、貴協会において問題とご指摘の年一括払いの場合における会費の返還については、これを行うことを会則において明らかにするため、クラブ会員会則第14条各項の改定とあわせて、本年8月1日付改定することといたしました。改定後の会則は、別紙1の通りです。

なお、年一括払いの場合における会費の返還に関する取扱いは、貴協会から申入書を頂戴するよりも前の平成25年6月20日から開始しており、当クラブ内にて告知を行っていることを申し添えます（別紙2参照）。

3. クラブ会員会則第13条第2項について

クラブ会員会則第13条第2項につきましては、貴協会のご見解には必ずしも賛同できない部分もございますが、貴協会からのご指摘がございましたことも踏まえ検討の結果、本年8月1日付改定することといたしました。改定後の会則は、別紙1の通りです。

4. クラブ会員会則第14条第1項について

クラブ会員会則第14条第1項につきましては、貴協会のご見解には必ずしも賛同できない部分もございますが、貴協会において問題とご指摘の前払い会費がある場合の会費の返還については、これを行うことを会則において明らかにするため、クラブ会員会則第9条第3項及び第14条各項の改定とあわせて、本年8月1日付にて改定することといたしました。改定後の会則は、別紙1の通りです。

5. 「入会にあたっての承諾事項」について

「入会にあたっての承諾事項」につきましては、以上の会則変更（なお、別紙1のとおり貴協会からのご指摘とは関係のない会則変更も行うことを予定しております）と併せて、本年8月1日付にて改定することとしております。改定後の「入会にあたっての承諾事項」は、別紙3の通りです。

以上

クラブ会員会則改定案

改定案	現 行
<p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <p>〔未成年者の取扱い〕            第7条 未成年者が会員になろうとするときは、その親権者が同意した上で、申し込むものとする。なお、親権者は、<u>法令に定めがある場合を除いて、自ら会員となった場合と同様に、本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <p>〔未成年者の取扱い〕            第7条 未成年者が会員になろうとするときは、その親権者が同意した上で、申し込むものとする。なお、親権者は自ら会員となった場合と同様に、本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。</p>
<p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <p>〔入会金・事務登録料・会費・手数料等〕            第9条 (同 右)</p> <p>3. 一旦納入した会費等は、<u>本会則または法令に定めがある場合を除いて、これを返還しない。</u></p> <p style="text-align: center;">(同 右)</p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <p>〔入会金・事務登録料・会費・手数料等〕            第9条 会員区分に従う入会金、事務登録料、会費、手数料等（以下「会費等」という）は別に定める。</p> <p>2. 会員は別に定める会費等支払期日までに、それぞれの会費等を払込まなければならない。なお、支払いに要する費用は会員の負担とする。</p> <p>3. 一旦納入した会費等は、これを返還しない。</p> <p>4. 会費等に賦課される消費税等は会員の負担とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p>
<p>〔会員等の損害賠償責任〕            第13条 会員の責に帰する事由により会社または第三者に損害を与えた場合、その会員が賠償の責を負うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p>〔会員等の損害賠償責任〕            第13条 会員の責に帰する事由により会社または第三者に損害を与えた場合、その会員が賠償の責を負うものとする。</p> <p>2. <u>会員が同伴したビジターが、自己の責に帰する事由により会社または第三者に損害を与えた場合、その会員及びビジターが連帯して賠償の責を負うものとする。</u></p>

〔会員資格喪失〕

第14条 会員は次の各号に該当する場合、第①号については会社の指定する日、第②号、第③号及び第④号については該当事由の発生日をもってその会員資格を喪失し、以後、会員としての如何なる権利をも喪失する。この場合速やかに会員証を会社に返還しなければならない。

- ①会員の都合により退会を申し出、会社の指定する手続きを行った場合
- ②第15条により除名された場合
- ③第17条第1項の各号のいずれかに該当することとなった場合
- ④会員本人が死亡した場合

2. 経営上やむを得ない事由により本クラブ施設の全部を閉鎖した場合、当該時点にて会員は会員資格を喪失するものとする。

3. 経営上やむを得ない事情により本クラブ施設の一部を閉鎖した場合、以下の場合を除き、当該施設にて入会手続きを行った会員は、閉鎖した時点にて会員資格を喪失するものとする。

- ①閉鎖した施設以外の本クラブ施設を利用できる会員に該当し、閉鎖するまでに、会社の指定する手続きを行った場合
- ②閉鎖した施設以外の本クラブ施設を利用できる会員に変更を希望し、閉鎖するまでに会社の指定する手続きを行った場合

4. 会員が前各項により会員資格を喪失した場合、会社は、受領済みの会費から会社所定の方法により計算した既経過期間に相当する部分の会費を控除した残額がある場合

〔会員資格喪失〕

第14条 会員は次の各号に該当する場合、第①号については会社の指定する日、第②号、第③号及び第④号については該当事由の発生日をもってその会員資格を喪失し、以後、会員としての如何なる権利をも喪失する。この場合速やかに会員証を会社に返還しなければならない。但し、会費等の返還はしないものとする。

- ①会員の都合により退会を申し出、会社の指定する手続きを行った場合
- ②第15条により除名された場合
- ③第17条第1項の各号のいずれかに該当することとなった場合
- ④会員本人が死亡した場合

2. 経営上やむを得ない事由により本クラブ施設の全部を閉鎖した場合、当該時点にて会員は会員資格を喪失するものとする。この場合、会社は受領済みの会費のうち、未経過期間に相当する部分を遅滞なく会員に返還し、その他の入会金、事務登録料、手数料等については返還しないものとする。

3. 経営上やむを得ない事情により本クラブ施設の一部を閉鎖した場合、以下の場合を除き、当該施設にて入会手続きを行った会員は、閉鎖した時点にて会員資格を喪失するものとする。この場合、会社は受領済みの会費のうち、未経過期間に相当する部分を遅滞なく会員に返還し、その他の入会金、事務登録料、手数料等については返還しないものとする。

- ①閉鎖した施設以外の本クラブ施設を利用できる会員に該当し、閉鎖するまでに、会社の指定する手続きを行った場合
- ②閉鎖した施設以外の本クラブ施設を利用できる会員に変更を希望し、閉鎖するまでに会社の指定する手続きを行った場合

(新 設)

は、これを遅滞なく会員に返還し、その他の入会金、事務登録料、手数料等については返還しないものとする。なお、第1項の場合、年一括払いの会員については、会社所定の方法により既経過期間に相当する部分の会費を計算するに当たっては、月会費の金額を基準とするものとする。

<略>

〔施設の一時的閉鎖・一時的休業〕

第16条

(同 右)

3. 第1項の措置により会員の会費等支払い義務は、軽減または免除されない。但し、2週間を超えて閉鎖若しくは休業となる場合または法令に定めのある場合は、その期間に相応する会費を減額する。

<略>

〔変更事項の届出〕

第18条 会員は、氏名、住所、電子メールアドレス等の連絡先、その他入会申込書記載事項に変更があった場合には、速やかに会社に届

<略>

〔施設の一時的閉鎖・一時的休業〕

第16条 次の場合会社は、本クラブ諸施設の全部または一部の閉鎖、若しくは休業をすることができる。その場合、第④号または第⑤号を除き、1週間前までにその旨を告知する。

- ①定期休業等による場合
- ②会社が特別行事を開催する場合
- ③施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ない場合
- ④気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと会社が判断した場合
- ⑤前各号の他、施設の安全上、その他重大な事由によりやむを得ない場合

2. 前項の告知は、本クラブ施設内の所定の掲示場所に掲示することをもって足りるものとする。但しスクールについては書面等により告知する。

3. 第1項の措置により会員の会費等支払い義務は、軽減または免除されない。但し、2週間を超えて閉鎖若しくは休業となる場合は、その期間に相応する会費を減額する。

<略>

〔変更事項の届出〕

第18条 会員は、氏名、住所、その他入会申込書記載事項に変更があった場合には、速やかに会社に届出るものとする。

平成 25 年 6 月  
株式会社メガロス

会員各位

< お 知 ら せ >

[入会のしおり]の記載につきまして、次の通りのお取り扱いをさせて頂きますので、ご案内申し上げます。

1. [入会のしおり]2~3頁に記載のクラブ会則におきまして、第9条第3項、第14条但し書きに、会費等(注)の返還はしない旨の記載がありますが、このうち年一括払いの会費につきましては、未経過期間(会員資格喪失後の期間)に相当する部分の会費について受領済みの場合は、当該会則の定めにかかわらず、これを返還することと致します。

(注) 会費等とは、入会金、事務登録料、会費、手数料をいいます。

2. [入会のしおり]1頁の【会費納入について】①において、会費等の返還はしない旨の上記会則と同趣旨の記載がありますが、このうち、年一括払いで納入いただいた会費につきましては、当該記載にかかわらず、未経過期間(会員資格喪失後の期間)に相当する部分の会費がある場合は、これを返還することと致します。
3. クラブ会員会則については、現在、改定の予定であり、改定後の会則においては、上記1の内容を織り込む予定であり、この際、[入会のしおり]も変更する予定でございます。

以 上

## 入会にあたっての諸注意

### 【入会資格について】

当クラブでは、会則に従い以下の項目に一つでも該当する方はご入会をお断りしています。

- ①暴力団関係者、その他反社会的勢力構成員
- ②刺青のある方(タトゥーを含む)
- ③伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する方
- ④一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する方
- ⑤医師から運動または入浴を禁じられている方
- ⑥妊娠されている方(マタニティプログラムは除く)
- ⑦過去に当社より除名通告を受けた方

※上記の他、ファッションタトゥーのある方、ボディジュエリー、ボディペイントをつけている方のご利用もお断りしております。

## 入会にあたっての諸注意

### 【会費納入について】

入会手続き時及び年一括払いで納入いただいた入会金、事務登録料、会費、手数料等は、会則または法令に定めがある場合を除いて、ご返金できません。

会費の引落しができない場合は、会則により除名処分とさせていただきます。なお、除名処分となった月までの会費を納入していただけます。

### 【各種届出について】

以下の場合には届出が必要となりますので、フロントまでお問い合わせください。

- ・氏名変更、住所変更、電話番号・電子メールアドレス等連絡先の変更、引落とし口座変更、会員種別変更、コース変更、休会、会員証の紛失(なお、休会制度は一部のスクールに限ります)

### 【退会手続き】

都合により退会される場合は、必ず来館の上、書面での手続きが必要となります。

退会手続き期限は、退会ご希望月の10日まで(例:5月末で退会の場合は5月10日まで。但し10日が休館日の場合は前営業日まで)となっておりますので、当該期日までにフロントにてお手続きください。電話での受付は致しかねます。なお、レッスン期が複数月に亘る一部スクールについては、各期末での退会となり、途中月末での退会はできません。月払いで会費をご決済いただく方は、退会届が提出されない場合ご在籍となりますので、施設のご利用がなくても会費は発生します。また、年一括払いで会費をご決済いただく方は、更新のお手続きをされない場合は、会費前払い期間の終了により自動退会となります。

### 【その他注意事項】

上記【入会資格について】記載事項、または、以下の項目のいずれかに該当することとなった方は施設の利用を禁止され、会員資格を失います。

- ・当クラブの会員としてふさわしくないと株式会社メガロスが判断した方
- ・正常な施設利用ができないと株式会社メガロスが判断した方

当クラブでは、マナーやエチケット、ルールを守り、スタッフの指示に従ってください。万一他のお客様の迷惑になるような行為、または危険な行為が見られる場合は、ご退館いただく場合があります。

当クラブ諸施設を一時的に閉鎖または休業する場合、一週間前までに当クラブ施設内の所定の掲示場所に掲示することにより(スクールについては書面等により)、告知します。

上記記載事項の他、会則、入会のしおり記載事項、その他館内諸規則を遵守していただきます。なお、お守りいただけない場合、除名されることがあります。この場合、除名処分のあった月までの会費をお支払いいただきます。

## 入会にあたっての諸注意

私は、当クラブに入会し、施設利用をするにあたっては、会則、入会のしおり記載事項、その他館内諸規則を遵守します。特に私自身の健康状態については、自己の責任において十分に確認のうえ、諸施設の利用に堪え得る健康状態であることを申告します。医師から運動を制限されている場合は、自己の責任においてその範疇で施設を利用することを確約します。

また、会則、入会のしおりについては本日受領いたしました。

貴社個人情報保護方針、特に個人情報の利用目的について確認しました。

なお、入会申込者が未成年者の場合においては、親権者の同意を得た上で入会申込みを行っていることを確約します。